

消費者のデジタル化への対応に関する検討会
A I ワーキンググループ運営要領（案）

令和元年 12 月 17 日
検 討 会 決 定

1. 本ワーキンググループ員は、消費者のデジタル化への対応に関する検討会（以下「検討会」という。）の座長（以下「検討会座長」という。）が指名する者により構成する。
2. 本ワーキンググループに座長を置き、座長は、検討会座長があらかじめ指名する者とする。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開で行う。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開とすることができる。
4. 議事要旨及び本ワーキンググループにおける配布資料は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公表とすることができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認められる者を本ワーキンググループに参加させることができる。
6. この要領に定めるもののほか、本ワーキンググループの運営については、座長が定めるところによる。